

第7章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧

| | |
|-------|--------------------|
| 市担当部班 | 総合政策部、所管各部 |
| 関係機関 | 県各部署、関東財務局、日本郵便（株） |

1 災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査及び検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう県各部署、国と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

■公共施設の災害復旧事業計画

- ◇公共土木施設災害復旧事業計画
- ◇農林水産業施設災害復旧事業計画
- ◇都市施設災害復旧事業計画
- ◇上下水道災害復旧事業計画
- ◇住宅災害復旧事業計画
- ◇社会福祉施設災害復旧事業計画
- ◇公立医療施設及び病院等災害復旧事業計画
- ◇学校教育施設災害復旧事業計画
- ◇社会教育施設災害復旧事業計画
- ◇復旧上必要な金融その他の資金計画
- ◇その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市所管各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

■財政援助根拠法令

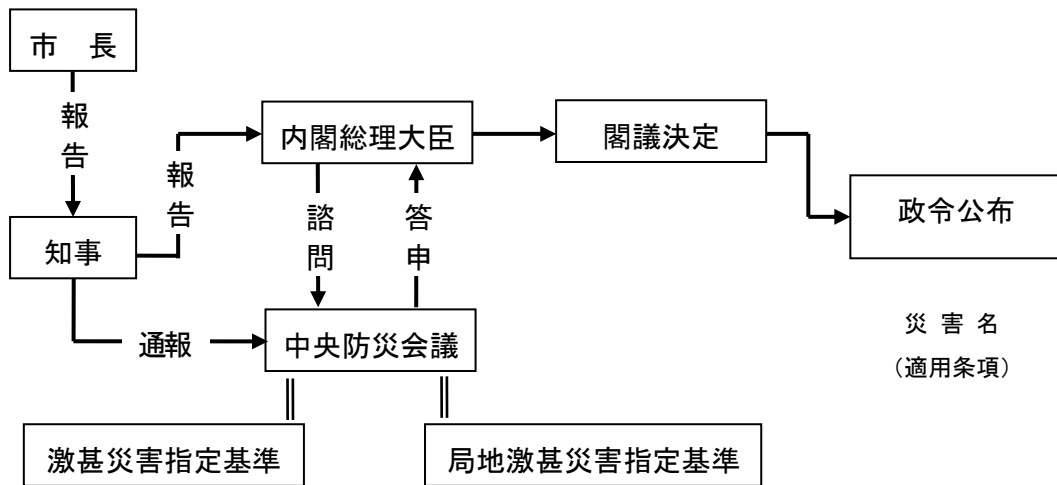
- ◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ◇公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ◇公営住宅法
- ◇土地区画整理法
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◇予防接種法
- ◇都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ◇農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ◇県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ◇水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の二つがあり、この基準により指定を受ける。

激甚災害の指定手続及び激甚災害法による財政援助の対象については、下図及び下表のとおりである。



■激甚災害指定の流れ

■激甚災害法による財政援助

| 助成区分 | 財政援助を受ける事業等 |
|--------------------------|--|
| 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | <ul style="list-style-type: none"> ◇公共土木施設災害復旧事業 ◇公共土木施設復旧事業関連事業 ◇公立学校施設災害復旧事業 ◇公営住宅災害復旧事業 ◇生活保護施設災害復旧事業 ◇児童福祉施設災害復旧事業 ◇老人福祉施設災害復旧事業 ◇身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ◇障害者支援施設等災害復旧事業 ◇婦人保護施設災害復旧事業 ◇感染症指定医療機関災害復旧事業 ◇感染症予防事業 ◇堆積土砂排除事業 ◇たん水排除事業 |
| 農林水産業に関する特別の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ◇農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ◇開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ◇森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ◇森林災害復旧事業に対する補助 ◇土地改良区等の行う^{たんすい}湛水排除事業に対する補助 |
| 中小企業に関する特別の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ◇事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| その他の財政援助及び助成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ◇私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ◇市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ◇り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ◇小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ◇母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ◇水防資材費の補助の特例 ◇雇用保険法による求職者給付に関する特例 ◇産業労働者住宅建設資金融通の特例 ◇上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助 |

3 災害復旧事業の実施

市各部は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定されしだい、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

| | |
|-------|------------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部、都市整備部、所管各部 |
| 関係機関 | 県各部局 |

1 復興に関する事前の取組の推進

市（本部事務局）は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

2 災害（震災）復興対策本部

(1) 災害（震災）復興対策本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、横断的な組織として市長を本部長とする災害（震災）復興対策本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(2) 復興本部の組織及び運営

復興本部には、部、課等を置くこととする。ただし、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。その他復興本部の組織及び運営については、市災害対策本部及び阪神・淡路大震災等における各県及び関係市町の復興本部の例を基にして、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

3 災害（震災）復興計画の策定

(1) 災害（震災）復興方針の決定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表及び行政関係職員により構成される災害（震災）復興検討委員会を設置し、災害（震災）復興方針（以下「復興方針」という。）を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害（震災）復興に対する合意の形成

災害（震災）復興計画（以下「復興計画」という。）の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の提示、施策情報の提供等を住民に対して行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

(3) 復興計画の決定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

この計画においては、市街地復興、産業振興及び生活復興に関する各計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

4 災害（震災）復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア 建築制限区域の指定（建築基準法第84条）

市（都市整備部）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合は、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続

市（都市整備部）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(2) 災害（震災）復興事業の実施

災害（震災）復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

第3節 生活再建等の支援

第1 被災者の生活確保

| | |
|-------|---|
| 市担当部班 | 総務部調査班、福祉部、各行政センター部 |
| 関係機関 | 県、日本赤十字社埼玉県支部、熊谷市社会福祉協議会、大里広域市町村圏組合、熊谷公共職業安定所、日本放送協会、東京電力、東京ガス、各通信事業者、日本郵便(株) |

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第133号。以下「災害弔慰金条例」という。）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

福祉部は、災害弔慰金条例に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

福祉部は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、自然災害により被災した住民に対して被災者生活再建支援法人による被災者生活再建支援金が支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ及び県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

(4) 熊谷市災害見舞金

福祉部は、災害見舞金等支給要綱（平成17年告示（甲）第15号）に基づき、自然災害により被災した住民に災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

なお、本要綱に基づく災害弔慰金は、災害弔慰金条例に基づく災害弔慰金が支給される場合は、支給しないものとする。

2 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金

福祉部は、災害弔慰金条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。

なお、災害弔慰金条例に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けの対象とならない。

3 租税の減免等

国、県、及び総務部調査班は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税及び地方税（延滞金を含む。）の徴収猶予並びに減免の措置を、災害の

状況に応じて実施する。

4 介護保険における措置

福祉部は、大里広域市町村圏組合と連絡調整し、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

- | | |
|-----------------|---------------|
| ◇認定更新申請期限に関する措置 | ◇給付差止め等に関する措置 |
| ◇給付割合の増額 | |

5 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業のあっせん

- | |
|--|
| ◇被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ◇公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 |
| ◇職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |

6 公共料金等の特例措置

各公共機関は、災害の状況に応じ、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

■公共料金の特例措置（例）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ◇テレビ受信料金の免除等 | ◇電話料金及び電話工事費の減免等 |
| ◇電気料金及び工事費負担金の免除等 | ◇ガス料金及び工事費の納付延長、免除等 |
| ◇上下水道料金の減免等 | ◇し尿くみ取り手数料の免除 |
| ◇農業集落排水施設使用料の減免 | ◇戸籍、住民票、印鑑証明手数料等の減免 |

7 郵便事業における措置

災害が発生した場合において、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ◇被災者に対する郵便葉書等の無償交付 | ◇被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 |
| ◇被災地宛て救助用郵便物の料金免除 | ◇利用の制限及び業務の停止 |

8 義援金の受付・配分

(1) 義援金の受付及び保管

福祉部は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を開設し、保管する。

(2) 義援金の配分

福祉部は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して決定する。なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

【資料編】48(12) 熊谷市災害弔慰金の支給等に関する条例

48(13) 熊谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

48(14) 熊谷市災害見舞金等支給要綱

50 平成25年台風第18号に伴う竜巻による被害者に対する支援制度

第2 災害復旧のための被災者への金融支援

| | |
|-------|--------------------|
| 市担当部班 | 産業振興部 |
| 関係機関 | 県、くまがや農業協同組合、各金融機関 |

1 被災農林漁業災害資金

産業振興部は、農作物や農地等の被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携して必要な支援措置を講ずるものとする。

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、日本政策金融公庫法及び自作農維持創設資金融通法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限について有利な条件で融資する。

(2) 日本政策金融公庫による資金融資

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填^{てん}資金等を融資する。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

関係機関は、被害農業者に対し、種苗・肥料等の購入資金、被害を受けた施設の復旧に必要な資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関及び日本政策金融公庫の融資、小規模企業者等設備資金等の貸付並びに信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対し、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付けを行う。

第3 住宅の復旧・再建支援

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 福祉部、都市整備部住宅班、建設部建築班 |
| 関係機関 | 県、各金融機関 |

都市整備部住宅班は、県、国等関係機関並びに関係団体及び事業者の協力を得て、被災後の住宅の復旧を進めるための施策を実施する。

なお、住宅復旧の主な種類と順序は、おおむね次のとおりとする。

■住宅復旧の主な種類と順序

- ◇独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- ◇公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ◇公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- ◇罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- ◇土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- ◇都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- ◇民間住宅の復興に対する支援

1 公営住宅法による公営住宅

建設部建築班は、災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、及び管理することとなっている。

(2) 建設地

公有地を基本として、生活、産業及び都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

建設部建築班は、既設市営住宅が災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

3 被災住宅に対する融資等

被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。都市整備部住宅班は、被災者に対し、制度に関する資料の提供、広報に努めるとともに、各金融機関に対し、協力を要請する。

4 被災者生活再建支援金の支給

福祉部は、住宅が全壊（全焼、全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものに対し、被災世帯が自立生活を開始するために必要な居住関係経費を被災者生活再建支援金として支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ、県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

支援法に基づく被災者生活再建支援制度（前記4）においては、市町村単位等による適用の条件（1市町村において全壊（全焼、全流失等）の住宅の数が10以上であること等）のため、同一の地域で発生した同一の災害にもかかわらず、同支援制度が適用される市町村と適用されない市町村とが生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、自然災害により被災し、支援法の適用とならない県内の全壊世帯等に対して、被災者生活再建支援制度と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し、支援を行う。（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）

■制度の概要

| 制度を構成する支援 | 支 援 の 概 要 |
|----------------|--|
| 埼玉県・市町村生活再建支援金 | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 埼玉県・市町村家賃給付金 | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。 |
| 埼玉県・市町村人的相互応援 | 災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。 |

【資料編】49 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

熊谷市地域防災計画

平成20年3月作成

平成24年6月修正

平成27年8月修正

熊谷市市長公室危機管理室

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目4-7番地1

電話 048-524-1111（代表）
